

女の元服也、髪をソグ事は其の夫のする事也、髪アゲとて、すべてかしらに髪を垂れて、頂上に髪を持ちあげて、コブの生ひたるごとくにして、それを結て、釵子と云て、カンザシをさす事あり、髪ソギの事は、源氏物語に見たり、

〔日本書紀^{二十九}〕天武十一年四月乙酉、詔曰、自今以後、男、女、悉、結、髮、十二月三十日以前結訖之、唯結髮之日亦待勅旨、

〔拾玉藻^四〕婦女ノ結髮

春塘故實ニ、人皇四十代天武天皇ノ十一年ニ、國中ニアフセテ、婦女ノ髮ヲ結フベシトノ命アリケル、サラバコレマデハ皆下ゲ髮ニシテ居タリシト見ユ、故ニ此朝ヨリ後ハ、ハレノ儀式ニハ、一切ノ女ノ髮ヲ結ヒテ、平日ニハ下ゲ髮ニシテ居タルナリ、ソレガ中頃ヨリハ、平生ニモ髮結フテ居ルヤウニナリタル故ニ、又卻ツテハレノ時ニハ、昔ノ下ゲ髮ニセヨト命ゼラレタルコトナリ、今ハ上ツカタニテハ、ハレノ時ハ下ゲ髮、平生ニハ結フコトニナサル、サラバ下様ニテモ、ハレノ時ハ下ゲ髮ニスベキコトナリ、

〔日本書紀^{二十九}〕天武朱鳥元年七月庚子、勅、更、男、夫、著、脛、裳、婦、女、垂、髮、于、背、猶、如、故、

〔安齋隨筆^{前編八}〕一婦女垂髮略○中 貞丈曰く、垂髮于背の四字、スベシモトドリと訓を付けた

り、スベラカシと云ふは是に依れり、

〔萬葉集^二〕舍人娘子奉和歌一首

歎^{ナゲ}管^{キツツ}大夫^{マサノ}之^ノ戀^{コイ}亂^レ許^{コソ}曾^ソ吾^ワ髮^{モト}結^ヒ乃^ヒ濱^ナ而^ヒ奴^ヒ禮^レ計^ケ禮^レ、

〔古事談^{臣二}〕臣惟成爲秀才、雜色之時、花道遙ニ一種物シケツ、惟成ニハ飯ヲ宛タリ、而長櫃ニ飯二外居、鷄子一折櫃擣鹽一盃納之テ、仕丁ニ令擔テ取出之、人人感聲喧々、其夜與妻臥テ手枕入テ探ニ下髮皆切之、此時驚問處、其時太政大臣ト申人、御炊ニ交易而其長櫃仕丁シテ令擔出云々、伴妻敢